

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長崎県佐世保市光町109番地

氏名 株式会社堀内組 代表取締役 山下 忠則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾



許可の年月日 令和5年2月9日

許可の有効年月日 令和10年2月8日

## 1. 事業の範囲

木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)  
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上4種類（下記2のとおり積替え・保管行為を含む。）

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

## 積替え保管場所

所在地	長崎県北松浦郡佐々町小浦免字崎真申1128-2、3、5、15			
産業廃棄物の種類	面積	保管上限	積上上限高	その他
木くず	90.25m <sup>2</sup>	70m <sup>3</sup>	2m	屋外保管
金属くず	42.25m <sup>2</sup>	21m <sup>3</sup>	1m	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	42.25m <sup>2</sup>	21m <sup>3</sup>	1m	
がれき類	272.25m <sup>2</sup>	350m <sup>3</sup>	2.5m	

## 3. 許可の条件